

理事会決議事項

内 容		議決数	
		過半数	理事総数の 三分の二
法人運営に関わる事項	法人の業務執行の決定	○	
	評議員会の日時及び場所、目的である事項の決定	○	
	評議員会の招集	○	
	理事会の招集権者とする	○	
	定款細則の決定	○	
	従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止	○	
	内部管理体制の整備	○	
	競業及び利益相反取引の制限	○	
	臨機の措置		○
役員(報酬基準等を含む)の選任・解任に関する事項	理事長及び業務執行理事の選定・解職	○	
	重要な役割を担う職員の選任及び解任	○	
財務・計画・報告に関する事項	重要な財産の処分及び譲受	○	
	多額の借財	○	
	事業計画書及び収支予算書等の決議	○	
	事業報告及び計算書類の承認	○	
	基本財産の処分	○	
	資産の管理	○	
	会計処理の基準	○	
その他	社会福祉法第45条の20第4項に規定する責任の免除	○	
	公益事業の運営に関する事項		○
	その他理事会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項	○	
	その他重要な業務執行に関する事項及び事務事業の執行に必要な基本的な規程の制定及び改廃	○	